

第49回長野原町文化祭協賛

商工物産展示即売会を実施しました！

11月3日(木)文化の日に、長野原町総合運動場において町文化祭協賛「商工物産展示即売会」を実施しました。

空くじなしの抽選会、木工教室、青年部・女性部の模擬店等々出店者の方々及び協力していただいた方々に心から感謝申し上げます。

商工会員の方であればどなたでも出店できますので、次回の出店を是非ご検討ください。

【出店者】 (敬称略、順不同)
商工会青年部、商工会女性部、スーパー大津、
(株)小林商店、スポーツハウス市川、浅間酒造(株)、
(有)カミックス・つちや、(株)道の駅ハッ場ふるさと館
吾妻小売酒販組合長野原支部、長野原町各職組合



女性部



青年部

☆「国の教育ローン」☆ 日本政策金融公庫高崎支店からのご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

- ・融資額 お子様1人あたり350万円以内
- ・金利 年1.8% (固定金利)
※母子家庭、父子家庭又は世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は、年1.4%
※平成28年11月10日現在
- ・返済期間 15年以内
※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭又は世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は、18年以内
- ・資金使途 入学金、授業料、教科書代、敷金家賃等
- ・返済方法 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済可)
- ・保証 (公財)教育資金融資保証基金
連帯保証による保証可

※詳しくはHP(「国の教育ローン」で検索)又は教育ローンセンターまでお問い合わせ下さい。

TEL: 0570-008656 (ナビダイヤル)
又は03-5321-8656

年末調整集合受付のご案内

平成28年中に支払った給与の年末調整及び源泉所得税納付に関する事務処理の集合受付を下記の通り行いますので、必要書類を整備の上ご来場ください。

◆受付日及び会場

1月5日(木) 10:00~12:00 北軽井沢観光協会
1月6日(金) 10:00~16:00 長野原町商工会館

◆必要書類等

- ・従業員の住所・氏名・生年月日
- ・従業員ごとの月別給与・賞与の額
- ・給与より控除した所得税・雇用保険料等の明細
- ・生命保険・個人年金・地震保険・火災保険(長期)小規模企業共済・国民年金・国民年金基金の控除証明書(控除に使用する場合)
- ・国民健康保険の納付額(控除に使用する場合)
- ・扶養家族の氏名・生年月日
- ・税務署より送付された関係書類一式
- ・事業主認印
- ・家族、従業員、従業員の家族全員のマイナンバーが分かる書類。

～中之条税務署からのご案内～

- ・平成28年分の確定申告をされる皆様へ
平成27年分の確定申告について、税務署での相談により申告書を作成・提出した方と国税庁HPを利用した申告書を作成・提出した方は「平成28年度分確定申告のお知らせ(ハガキ)」が1月下旬頃送付されます。このお知らせには重要な情報(予定納税額、利用者識別番号等)が記載されております。相談の際にはご持参ください。
- ・社会保障・税番号(マイナンバー制度)について
社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性高い公平・公正な社会を実現する事を目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。
平成28年年分以降の申告の提出から必要です!!
※マイナンバー12桁の記載が必要です。
※本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
例) 個人番号カード・通知カード+免許証・保険証(扶養親族等の場合、本人確認の提示、提出は不要です。)

12月30日は『商工会費』及び『ポイントカード会費』の振替日です。口座残高の確認をお願いいたします。

「経営発達支援計画」の認定を受けました

平成26年6月に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部が改正されました。

本改正は、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつなげる展示会の開催等の面的な取組を促進するため、商工会及び商工会議所が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画を経済産業大臣が認定する仕組みを導入しました。

長野原町商工会経営発達支援計画の概要 ～平成28年7月15日認定～

- ・実施期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ・目 標 「新商品・新サービスの開発に向けた小規模事業者支援と観光地ブランド化の推進」
(1)経営革新の推進 (2)後継者の育成 (3)女性・シニアによる起業の推進
(4)中小企業支援施策の普及 (5)関係機関との連携強化 (6)経営支援体制の強化
- ・事業内容
 - I. 経営発達支援事業の内容
 - 1. 地域の経済動向調査
経営発達支援事業の目標を達成するために、地域の経済動向を調査し地域内の消費者及び小規模事業者の経済動向等を把握し、その共有化を図ります。また、ダム完成後の魅力ある観光地としてのブランド化を確立させ地域活性化に推進します。
 - 2. 経営状況の分析
小規模事業者の経営状況の分析を通じて経営課題の抽出・整理を図り、その課題の解決に向けて、経営指導員がハンズオンで支援します。
 - 3. 事業計画策定支援
これまで小規模事業者持続化補助金や経営革新に向けたセミナーを開催し、事業計画の策定を支援してきましたが、今後においても、県連合会等の支援機関と連携し、「事業計画策定セミナー」を開催していきます。また、地域内の潜在的な起業家の掘り起こしを図るため、創業塾、第二創業塾、第三創業塾を各1回以上開催していきます。
 - 4. 事業計画策定後の実施支援
事業計画策定後においては随時その進捗状況を確認しながら、支援機関と連携し伴走型フォローアップを通じて、小規模事業者の持続的発展を確実なものとしていきます。
 - 5. 需要動向調査
新たに生産・販売する商品・サービスの需要動向に関する情報の収集、整理、分析、及びその結果@を提供することにより持続的発展に繋げていきます。
 - 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業
小規模事業者による新商品、新製品、新サービス等の認知度向上を通じた、新たな販路開拓を実現させ、またより広域的・全国的な販路開拓を目指すための後方支援として、本会のHP等により情報提供を行っていきます。
 - II. 地域経済の活性化に資する取り組み
町の第4次総合計画に掲げられた事業について、町と連携しながら、市場調査や新たな商品やサービスの開発を通じて、地域の魅力の創出に取り組んでいきます。

小規模事業者持続化補助金のご案内 (平成28年度第2次補正予算)

平成28年度補正『小規模事業者持続化補助金』の概要

- 補 助 率：2/3
- 補助上限額：50万円（貸上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策に取組む事業は100万円）
- 補助対象経費例：新規客獲得のための設備・什器導入費、販路開拓のためのチラシやHP作成費、看板設置費、展示会出展費用、店舗改装費など
- 公募受付締切日：平成29年1月27日（金）←県連提出期限

※本事業の申請に際しては、地域の商工会の確認が必要となります。群馬県商工会連合会への提出の前に、地域の商工会に申請書類（経営計画書等）を提出のうえ、「事業支援計画書（様式4）」の作成・交付を依頼して下さい。
(様式4の発行には一定の日数がかかりますので、少なくとも締切の1週間前までに提出資料を完成させて地域の商工会に提出下さい。)